

社会福祉法人 恵愛会

高齢者総合福祉施設恵寿苑

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵愛会が開設する高齢者総合福祉施設恵寿苑(以下「事業所」という。)が行なう指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じて、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高齢者総合福祉施設恵寿苑
- (2) 所在地 都城市太郎坊町563番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所において常勤し、専らその職務に従事して職員の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。土曜日はローテーション勤務とし、12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 月～金、土 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料の徴収はしないものとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成等に対する相談対応は、当事業所相談室又

- は、利用者の居宅を訪問し実施する。
- (2) 課題分析の実施 ※アセスメント方式は、居宅サービス計画ガイドラインを使用し厚労省の標準課題分析項目に準ずる。
 - (3) 居宅サービス計画原案の作成
 - (4) サービス担当者会議等の実施
 - (5) 居宅サービス計画の確定
 - (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
 - (7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに各市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じることとする。

2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうこととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、主に都城市、北諸県郡三股町の区域とする。それ以外の地域の指定居宅介護支援も受け付ける。

(ハラスメント対策の強化)

第9条 事業所は、適切な居宅介護支援提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第10条 虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の適正化の推進)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(感染症対策の強化)

第12条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施する。

(業務継続に向けた取り組み強化)

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、研修・訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 その他運営に関する重要事項及び留意事項は次のとおりとする。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する。
- (2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものであること、居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであることについて説明し理解を得る。
- (1) 事業所は、自ら提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応することとする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 9月12日から施行する。